

令和7年度登米市産業フェスティバル出展要項

1. 開催日時

令和7年10月5日（日） 午前9時45分から午後3時00分まで

2. ブース出展者について

ブース出展者は、ものづくり企業（事業所）、大学・高等学校等とします。

それ以外の販売店及び販売代理店又は体験・実演を行わない企業（事業所）、説明員などがない展示のみの出展は、原則認めておりませんのでご了承下さい。

なお、出展申し込み多数の場合、区画を調整、または出展企業の制限をさせていただく場合があります。

3. 出展物について

出展物は、原則として登米市内で生産または製造されているものとします。

出展物の選択は、出展者の自由ですが、生産物の構成に偏りが見られる場合、調整させていただく場合があります。

次に該当するものは販売できません。

- ① 法令により販売を禁止されているもの。
- ② 法令に抵触するもの、あるいは、その恐れがあるもの。
- ③ JAS法及び食品衛生法に基づく表示がされていないもの。
- ④ 消費者の安全を損なう恐れがあるもの。
- ⑤ その他主催者が好ましくないと判断したもの。

出展物（食品）の表示についてのお願い

- 消費者の食品の品質及び安全性や健康に対するニーズが高まりをみせていることから、JAS法及び食品衛生法に基づく表示や販売を遵守していただきます。
- 出展の最中でも、食品表示、販売方法等について、監督官庁等の指摘を受けた場合で、出展方法の変更や改善されない時には、撤退していただく場合があります。

4. 出展に対する損害保険等

出展物及び搬入物に対する損害保険は、会場に搬入された時から搬出するまで、必要に応じて出展者で加入して下さい。市が共催するイベントにおいて、万が一怪我などが発生した場合は市が加入する保険の適用が受けられます。ただし、故意によるもの、賠償を伴うもの、飲食販売による食中毒などは適用されない場合があります。

5. 出展物の管理

主催者において、監視要員を配置し、会場全体の保全に努めますが、原則として出展物の管理は出展者の責任とします。

6. 出展料

1. 出展料は各コーナーすべて無料とします。
2. 装飾・什器等の使用に関する経費、物品の運搬費用等の出展料以外の経費は全て出展者の負担とします。

7. 出展者の経費負担

出展料以外に出展者の負担となる経費には、次のようなものがありますので、参考にして下さい。

- ① 出展物の輸送・販売・実演・試飲・搬出・撤去等出展者の行為に関する費用
- ② 出展者に責任がある許認可等に係る費用（営業許可、酒類販売等）
- ③ 出展者が独自に加入する損害保険等の費用
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策に関する費用
- ⑤ その他（出展従事者等の交通費、昼食費等）

8. 出展にあたっての留意点

■搬入・搬出時間（予定のため変更する場合があります。）

搬入	10月3日（金）午後1時30分～午後4時30分【屋内出展のみ】
搬入	10月4日（土）午前9時00分～午後4時00分【予備日】
搬入	10月5日（日）午前7時45分～午前9時00分【当日】
搬出	10月5日（日）午後3時（閉会式終了後）～午後4時

■駐車場について

- ① フェスティバル当日の会場への荷物の搬入時間は、午前7時45分から午前9時までとします。
- ② フェスティバル当日は荷物搬入後、指定の駐車場（後日、別途通知）へ移動願います。
- ③ 出展従事者についても、指定の駐車場に駐車願います。迫庁舎は来客者用の駐車場となっておりますので、出展者・出展従事者は駐車禁止となります。

■その他

- ① 代表者の方は開会式（午前9時30分）、閉会式（午後3時）にご出席下さい。
- ② 火気の取り扱いについては、事前に事務局への届出があった場合のみ許可します。
また、防災対策（消火器の準備等）は、各出展者が責任をもって行って下さい。
- ③ ゴミは各出展者の持ち帰りを原則とします。ゴミを持ち帰れないときは、登米市が指定するゴミ袋（有料）でゴミ収集所へ持ち込んで下さい。（燃やせるゴミと燃やせないゴミに分別）

9. 市制施行 20 周年記念ロゴマークの使用について

登米市は、令和 7 年 4 月 1 日に市制施行 20 周年を迎え、各種記念事業を実施するにあたり、市民の皆様と一緒に事業を盛り上げ、市内外へ広く周知するため使用するロゴマークを公募により決定しました。

本産業フェスティバルでも、非営利を目的の場合のみロゴマークを使用することができます。使用を希望される場合は、出展申込書により申込を行って下さい。

記念ロゴマークデザイン



参考：営利・非営利の例

営 利	ロゴマークを使用した <u>販売物品</u>
非営利	ロゴマークを使用した物で、無料で配布するもの (例：チラシ、包装紙、袋、ペン など)

10. 登米総合産業高校とのコラボ出展の募集について

登米総合産業高校の生徒と一緒に出展内容の検討、出展に係る準備作業、当日の出展協力などを行いたい出展者を募集します。コラボ出展を希望される場合は、出展申込書により申込を行って下さい。応募後に登米総合産業高校との協議が必要となりますのでご承知願います。

11 申込方法

別紙出展申込書により、メール、FAX、郵送等により提出をお願いします。

なお、直接持参される場合を除き、確認のため申込書送付後は、必ず電話連絡いただきますようお願い申し上げます。

（事務局）〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場 18

登米市産業フェスティバル実行委員会事務局あて

（登米市産業経済部地域ビジネス支援課）

TEL：0220-34-2706 FAX：0220-34-2802

メール：chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp

（締 切） 令和7年7月16日（水）までにお申込み下さい。【期限厳守】

【出展条件一覧】

	会 場	製品 販売	調理 販売	実演	試食	備 考
屋内ブース	オサベフーズ迫体育館 アリーナ 卓球室	○	×	○	△	100V電源 使用可 1ブース：2.4m×3.6m×1.8m （縦 × 横 × 高さ）
屋外ブース	エスファクトリー 東北中江公園	○	△	○	△	屋外展示、体験

○は可、×は不可、△は要相談